

## 第5章 推進体制



## 1 計画の推進

沖縄市男女共同参画推進条例の第 11 条において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表が義務付けられています。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、市民の生活全般にわたる内容となっているため、庁内の連携、また市民や地域、関係機関等との連携等を通じた計画の推進体制の強化を図ります。

### (1) 庁内推進体制の強化

計画で定めた基本目標および成果指標をもとに、庁内における目的意識を共有するとともに、職員研修やヒアリングを通じて各課業務における男女共同参画に関する視点の普及を図りながら庁内推進体制の強化に努めます。

また計画自体は、今後 10 年間の沖縄市の方向性を定めたものであり、具体的な取り組みでは、庁内の連携強化を通じて柔軟に対応することが望まれます。

年度ごとの事業評価に際しては、単なる実績報告ではなく、男女共同参画の視点を踏まえどのように事業展開を図れたか、設定した指標について実績がどう変化したのかなどを検討し、必要に応じて翌年度の事業の見直しにつなげます。

### (2) 男女共同参画懇話会の活用

沖縄市男女共同参画推進条例において、「男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させる」ため、沖縄市男女共同参画懇話会を設置するとされています。

年度ごとの実績報告をもとに、実効性の高い施策の展開に向けた提言を行います。

また、重点的に取り組むべき施策等については、効果的な事業推進のあり方を検討していくため、沖縄市男女共同参画懇話会の更なる活用を図ります。

### (3) 市民、教育関係者、事業者等との連携強化

男女共同参画の実現には、制度の周知や支援環境の充実もさることながら、様々な立場で関わる市民一人ひとりが、男女共同参画の必要性を理解し、ともに行動していくための意識の確立並びに連携強化が極めて重要になります。

男女共同参画に関する実践事例の募集、学校や地域、事業者等への情報提供の充実など、男女共同参画センターが核となり、市民、教育関係者、事業者等との連携強化に努めます。

## 【計画の推進体制図】

